

○国土交通省告示第七百五十五号

建築士法施行規則（昭和二十五年建設省令第三十八号）第二十一条第四項第一号ハの規定に基づき、国土交通大臣が定める技術的基準を次のように定める。

令和元年十一月一日

国土交通大臣 赤羽 一嘉

建築士法施行規則第二十一条第四項第一号ハの国土交通大臣が定める技術的基準を定める件
建築士法施行規則第二十一条第四項第一号ハの建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第八十条の二又は建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第八条の三の技術的基準のうち国土交通大臣が定めるものは、次の各号に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める技術的基準とする。

- 一 建築基準法施行令第八十条の二 平成十三年国土交通省告示第千五百四十号第五第五号
- 二 建築基準法施行規則第八条の三 平成十三年国土交通省告示第千五百四十一号第一第五号に定める構造方法を用いること

附 則

この告示は、建築士法の一部を改正する法律（平成三十年法律第九十三号）の施行の日（令和二年三月一日）から施行する。